

Ⅲ 地域の再生

Ⅰ 第2期自然再生計画の取組・成果・課題の概要

第2期自然再生計画までに取り組んできた、地域住民や関係団体が連携して行う鳥獣被害対策や里地里山保全等への支援等により、地域主体の鳥獣被害対策等の取組が活発化する地域が出てきました。

今後、各取組を一層促進するため、地域主体の活動の継続と、活動の更なる広がりに向けた支援等が必要です。

Ⅱ 第3期自然再生計画の施策の基本方向

第3期自然再生計画では、第2期自然再生計画に引き続き、地域が主体となっていく鳥獣被害対策や里地里山の保全・再生・活用、環境に配慮した農業などの取組への支援を継続するとともに、地域特有の課題に応じた森林整備等に対して支援を行い、地域一体の活動を推進します。

Ⅲ 主要施策ごとの事業実施状況

1 地域主体の鳥獣被害対策や、地域特有の課題に応じた森林整備等の実施の支援

① **重点** 地域主体の鳥獣被害対策や、地域特有の課題に応じた森林整備等の実施の支援

【事業内容】

地域住民、農業協同組合、森林組合、市町村など地域関係者が主体となった鳥獣被害対策への技術的な支援や、地域で主体的に活動する人材の育成への支援等を行うとともに、住民の生活に影響を及ぼす野生動物の出没など地域特有の課題に応じた森林整備などの実施を支援します。（V-3-①、V-3-②）

<実施状況>

平成29年4月に「かながわ鳥獣被害対策支援センター」を設置し、鳥獣被害対策や農業、林業の専門職員を配置して、地域の実情に応じた対策の提案や対策手法に関する情報提供、対策を実施する際の技術的アドバイスなど、重点取組地区^{※1}（6地区）の地域ぐるみの鳥獣被害対策の立ち上げを支援した。平成30年度も引き続き支援を継続するとともに、新たに重点取組地区（5地区）の立ち上げを支援した。重点取組地区では、環境整備や防護柵の設置等による鳥獣被害の軽減や、自主的な取組の増加などが見られ、地域ぐるみで鳥獣被害対策に取り組む体制が構築された。

平成30年度に農業協同組合と連携して、農家が気軽に相談できる身近なアドバイザーの育成のため、かながわ鳥獣被害対策アドバイザー制度を構築し、年6回の実務研修を実施して13名のアドバイザーを登録した。

市町村事業推進交付金等を活用し、市町村や団体（市町村協議会）が実施する、シカ等の管理捕獲や広域獣害防護柵の新設・補修、捕獲わな購入等の鳥獣被害対策へ財政的支援を行った。

ヤマビル被害対策事業により、6市町村^{※2}が行うヤマビル防除等に係る経費の一部に対して補助金を交付し、ヤマビルによる被害軽減のための防除対策が促進された。

農家等が主体的に有害鳥獣の捕獲にかかわることができるよう、農業従事者狩猟免許取得推

進事業により、狩猟免許の取得のための費用を助成した。狩猟免許取得の推進により、わな猟免許所持者が増加する傾向にある。

捕獲の担い手を確保するため、平成 26 年度から開催している「かながわハンター塾」を平成 29 年度からはより実践的な内容にした「かながわハンター塾 2nd ステージ」を開催し、狩猟経験のない者又は経験の浅い者を対象に安全講習や実猟体験などを行い、捕獲の担い手の育成を図った。

「統合再生流域」の東丹沢 2（清川村の小鮎川流域及びその周辺からなる流域）のプロジェクトとして、平成 29 年度はヤマビル調査を行うとともに、水源林整備事業で広葉樹林の受光伐や土壌保全工を実施した現場の視察を行った。また、平成 30 年度は「現地検討会」として、大磯町の地域主体による鳥獣被害対策現場（生活被害対策、農業被害対策）の視察と意見交換を行い、関係者間で課題や今後の取組等の情報共有を図った。

- ※ 1 重点取組地区 市町村や地域住民等が鳥獣被害対策に一体となって取り組む「地域ぐるみの対策」の立ち上げ支援を行うために県が選定している地区。
平成29年度～：葉山町、相模原市、平塚市、茅ヶ崎市、二宮町、大井町
平成30年度～：横須賀市、愛川町、藤沢市、大磯町、湯河原町
- 2 ヤマビル被害対策事業地 相模原市、清川村、秦野市、伊勢原市、松田町、山北町



(写真) 地域ぐるみの鳥獣被害対策支援活動の様子 (平成29年度)



(写真) 統合再生流域における現地検討会の様子 (平成30年度)

<今後の課題>

地域ぐるみの対策を継続的に支援、拡充することと併せ、「かながわ鳥獣被害対策アドバイザー制度」を効果的に運用し、農業被害の軽減等の成果を上げていく必要がある。

<次期計画における基本的な方向性>

鳥獣被害対策の新技术の活用を図るなど、引き続き鳥獣被害対策への技術的な支援や、地域で主体的に活動する人材育成への支援を継続しながら、対策の普及に努める。

② **FS** 地域が一体となった自然再生活動への協力

【事業内容】

地域住民や関係団体、NPOなどが連携して取り組む地域資源を活かした自然再生の取組等に協力します。

<実施状況>

上記①のほか、水源地域の豊かな自然や生物多様性の大切さを実感し、郷土文化と触れ合う場を都市地域住民に提供する自然体験交流教室事業^{※3}（H29：6件、H30：8件）の広報（PR）及び開催経費の一部を支援した。

事業の実施により、上下流域住民の水源地域に対する理解促進と魅力の発信が図られた。

※3 自然体験交流 教室事業 「やまなみ五湖 水源地域交流の里づくり計画（平成28年度～平成32年度）」に位置付けられた水源地域市町村内で、水源地域住民と都市地域住民との交流を目的に実施される、体験を重視したイベント。

<今後の課題>

実施する団体の構成員の高齢化等により、事業の継続に課題がある。

<次期計画における基本的な方向性>

水源地域の地域資源を再発見・再認識する機会を作り出し、その魅力により都市地域住民を引き付けることで、水源地域の活性化を促進し、上下流域住民がともに水源地域を支える意識の醸成を図る。

2 里地里山の保全等の推進

① 里地里山の保全・再生・活用

【事業内容】

「神奈川県里地里山の保全、再生及び活用の促進に関する条例」に基づいて「里地里山保全等地域」を選定し、その地域における活動団体と土地所有者の協定に基づく活動を認定して支援します。

<実施状況>

里地里山の多面的機能の発揮及び次世代への継承を目指し、「神奈川県里地里山の保全、再生及び活用の促進に関する条例（以下「条例」という。）」^{※4}に基づき選定された里地里山保全等地域^{※5}において、里地里山活動協定^{※6}の認定を受けた活動団体（11団体）が実施する農林地等の保全・再生、体験教室等に対し、認定協定活動団体支援事業（市町村補助事業）により、その経費の一部を助成した。

事業の実施により、事業開始当初（平成21年度）からの10年間で、認定活動団体が9団体増えるなど、里地里山保全の取組が促進された。

- ※4 条例 里地里山の多面的機能の発揮及び次世代への継承を図り、県民の健康で心豊かな生活の確保に寄与することを目的とし、里地里山の保全、再生及び活用を促進するために必要な事項を定めたもの。
- 5 里地里山保全等地域 知事が選定する、土地所有者等及び地域住民の主體的な活動により、里地里山の保全等が図られると認められる地域。
(厚木市七沢、厚木市荻野、秦野市名古木、秦野市菩提、秦野市堀西、秦野市蓑毛、秦野市寺山、松田町寄)
- 6 里地里山活動協定 里山保全等地域の農林地等において、里地里山の保全等の活動を行おうとする活動団体及び当該活動が行われる農林地等の土地所有者等が締結する協定。



(写真) 畑の保全活動 (秦野市)



(写真) 農地を活用した体験教室 (秦野市)

<今後の課題>

認定活動団体の構成員の高齢化や活動資金の不足により、将来にわたる継続的な活動に課題がある。

<次期計画における基本的な方向性>

里地里山の地域資源を活用したツアーの実施などにより交流を促進し、活動資金確保の一助とするほか、里地里山の保全活動に関する情報を市町村や企業等と連携して発信するなど、都市住民の里地里山の保全活動に参加を促進し、課題の解決に向けて取組を強化する。

3 環境保全に配慮した農業の推進

① 環境保全に配慮した農業の推進

【事業内容】

化学合成農薬、化学肥料の使用量を削減する取組を支援するなど、環境保全に配慮した農業を推進します。

<実施状況>

「農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律」に基づき、団体や農業者^{※7}が化学合成農薬等の使用量削減や有機農業を推進できるよう、国・市町とともに環境保全型農業直接支払事業^{※8}により、取組に要した経費の一部を助成した。その結果、8市町村で化学合成

農薬等の使用量削減等の取組みが実施された。

また、「持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律」に基づき、新たにエコファーマー^{※9}（H29:23件、H30:6件）を認定し、環境保全型農業^{※10}の推進を図った。

- | | | |
|----|-------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| ※7 | 団体、農業者 | 複数の農業者、又は複数の農業者及び地域住民等、地域の事情に応じて構成される任意組織。
単独で事業を実施しようとする農業者（個人・法人）は、以下の条件に該当して、市町村が特に認める場合に対象になる。
・集落の耕地面積の一定割合以上の農地において、対象活動を行う農業者
・環境保全型農業を志向する他の農業者と連携して、環境保線型農業の拡大を目指す取組を行う農業者
・複数の農業者で構成される法人（農業協同組合を除く） |
| 8 | 環境保全型農業
直接支払事業 | 環境保全型農業推進基本方針に基づき、更なる環境保全型農業を推進するため、より環境にやさしい営農活動を行っている農業者団体等に支援を行う。 |
| 9 | エコファーマー | 「持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律」に基づき、環境保全型農業に関する計画を作成し、知事の認定を受けた農業者・法人。 |
| 10 | 環境保全型農業 | 農業の持つ物質循環機能を生かし、生産性との調和に留意しつつ、土づくり等を通じて化学肥料・農薬の使用等による環境負荷の軽減に配慮した持続的な農業。 |

<次期計画における基本的な方向性>

取組を継続し、引き続き環境保全型農業の推進を図る。